

# 草加市教育委員会会議録

令和3年第3回定例会

令和3年草加市教育委員会第3回定例会

令和3年3月24日（水）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第7号議案 教育財産の用途廃止について  
第8号議案 草加市学校施設等長寿命化計画を定めることについて  
第9号議案 令和3年度公民館事業計画を定めることについて  
第10号議案 令和3年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて  
第11号議案 令和3年度中央図書館事業計画を定めることについて  
第12号議案 草加市子ども教育連携推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について  
第13号議案 学校運営協議会委員の任命及び解任について  
第14号議案 令和3年4月1日付け職員の人事異動について  
第7号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について  
第8号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について  
第9号報告 令和2年度学校評価の報告について  
第10号報告 令和2年度草加市立学校教職員の人事評価及び調整の結果に係る報告について  
第11号報告 令和3年草加市議会2月定例会に係る報告について

---

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇田川 久美子
委 員	川 井 かすみ
委 員	山 本 好 一 郎

○説明員

教育総務部長	青	木	裕
教育総務部副部長	河	野	健
教育総務部副部長	福	島	博行
総務企画課長	名	倉	毅
学務課長	菅	野	光三
教育支援室長	坂	本	拓也
子ども教育連携推進室長	春	日	和久
生涯学習課長	板	橋	克之
中央公民館長	上	野	恭正
歴史民俗資料館長	細	川	昭二
中央図書館長	長	澤	富美子

○事務局

両角 奏

○傍聴人 0人

---

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和3年教育委員会第3回定例会を開催いたします。

---

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 それでは、事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

————— 前回会議録の朗読 —————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

---

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件を含めまして、議案が8件、報告が5件となっております。

なお、本日、追加提出いたしました第14号議案と第10号報告につきましては、人事に関わります事柄でございますので、秘密会とし、最後にご審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第14号議案及び第10号報告につきましては、秘密会とし、最後にご審議いただくこととします。

なお、委員さんの中で、議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

---

◎第7号議案 教育財産の用途廃止について

○高木宏幸教育長 それでは初めに、第7号議案につきまして、生涯学習課長より説明させていただきます。

○説明員 それでは、第7号議案、教育財産の用途廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、草加市立谷塚西公民館跡地について、市長部局により市民が利用する広場として整備することが予定されておりますことから、当該土地について教育財産の用途廃止をする必要が生じたものでございます。

当該土地に係るこれまでの経緯でございますが、平成29年度に谷塚西公民館の建物を解体し、その後は暫定的な活用を図ってまいりました。その後、令和2年3月に地域の方々から、公園・広場など地域の方が利用できる施設を整備するよう要望があったことを受けて、市の関係部局において検討を進めてきたところでございます。

今年度、地域の方々との広場整備や管理等に係る協議を経て、地域コミュニティ活動の促進を目的とした地域ふれあい広場として供用する目的で、市長部局の自治文化部から教育財産の引継ぎについての協議文書が提出されました。

以上のことから、当該土地に係る教育財産としての用途を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 地域ふれあい広場という名称ですが、通常の公園のような形でしょうか。それとも、ふれあいということを重視したということで、何かほかの特別な機能とございますか、配慮したことはあるのですか。それをもう少し詳しく、用途について教えてください。

○説明員 こちらの広場につきましては、市が管理する他の公園と異なり、目的としましては、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に規定されております市民主体のまちづくりを理念に、まちづくりの拠点となる地域ふれあい広場を市が設置し、管理については基本的に地元の町会にお願いするものでございます。設えとしましては、手洗いを設置する予定ですが、ほかの設備等を設置する予定はございませんので、地域の方に自由に使っていただける広場として設置するものでございます。

○山本好一郎委員 ご説明の中で、地域の方々のいろいろな希望を聞きながら協議をしたということですが、これは教育委員会としても参加されたのでしょうか。

○説明員 谷塚西公民館跡地のこれまでの管理等につきまして、教育委員会が行っていたこと

もありますので、地域の方と協議するに当たっては、教育総務部の職員が同席しまして、協議等を行ったところでございます。

○高木宏幸教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、第7号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第7号議案については、可決といたします。

---

◎第8号議案 草加市学校施設等長寿命化計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第8号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。

○説明員 それでは、第8号議案、草加市学校施設等長寿命化計画を定めることについて、ご説明いたします。

提案理由でございますが、この議案は、草加市における小・中学校や社会教育施設に関する今後の改修や更新時期の適正化・平準化を図ることを目的として計画を定めるものでございます。

また、本計画は、第四次草加市総合振興計画及び第三次草加市教育振興基本計画などと整合を図りながら、学校施設等の整備の在り方や方向性を示すものでございます。

計画期間につきましては、令和3年度から22年度までの20年間とし、今後の学校環境の変化や財政状況により10年をめぐりに見直しを行うものでございます。

次に、策定に係るこれまでの経緯でございますが、令和元年度から策定に着手し、各施設へのヒアリング及びコンクリートの強度調査、施設を取り巻く現状と課題の把握などを行いました。令和2年度には、それらの調査情報に基づく評価を行った上で、施設整備の水準及び方針を決定し、素案を策定いたしました。その後、8月に委員協議会にて素案を提示させていただき、11月に市議会の会派説明、12月20日から1か月間パブリックコメントを実施し、皆様からいただいたご意見を当計画に反映したところでございます。

今後につきましては、計画の体裁を整え、年度内に発行できるよう進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員 既に手順を踏んで、ここまで策定されてきているものだと思いますので、これで結構だと思うのですが、一つは、71 ページに目標使用年数というのが実際に数字で出ていて、大体80年、最高で延ばしてプラス10年を一応目標にしていると。草加市の場合は特にある時期に急造されているので、それがいきなり改築ということになれば、これは大変なことになるという状況の中で、長寿命化を図っていくという考え方というのはすごくよく分かるのですが、もともと偏りがあったものが、ずっと先まで行ったときにその偏りが残ったままであると、結局その辺のところは整理していかないと難しい問題なのかなと。今、ご説明の中で、その10年をスパンということですから、そういうものを考えていくのだと私は受け止めました。あとは、簡単に改築が進むことは少し難しいと思うのですが、80年、90年、大体この一覧表の資料を見ると、既に45年以上経過しているところではもう46なり50なりと数えられますが、できるだけ分散化していく手だてというのも、この計画には当然盛り込むべき内容ではないかと思ったので、お伝えさせていただきました。

○説明員 こちらの計画につきましては、かけられるコストの平準化ということの一つ目標として掲げたものでございますが、使用年数の80年というのはあくまで目標年数であると考えておりますので、建て替え等についても、学校を取り巻く環境とか経済状況、他の公共施設の建て替えの時期など、総合的に判断しまして、目標年数の80年を待たずに、他の公共施設との複合化とか、建築のコスト削減につながるものなどを検討した上で、改築などの判断についても考える必要があるかと考えております。

○小澤尚久教育長職務代理者 81 ページに、今後10年間の実施計画ということで、10年を見通してこの計画を立てていただいております、あくまでも計画だとは思いますが、いろいろと安全面なども関わってくるので、この計画はいろいろ今の状況も踏まえてのことだとは思いますが、極力優先して行っていく事業と考えてよろしいわけですね。

○説明員 はい、そのとおりでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第8号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第8号議案については、可決いたします。

---

◎第9号議案 令和3年度公民館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第9号議案につきまして、中央公民館長より説明させます。

○説明員 それでは、令和3年度公民館事業計画を定めることについて説明をさせていただきます。

令和3年度公民館事業計画を定めるに当たり、草加市公民館設置及び管理条例施行規則第11条第1項の規定に基づきまして、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、提案させていただきますのでございます。

それでは、第9号議案、別紙、令和3年度公民館事業計画（案）をお願いいたします。

初めに、全6館の概要について説明させていただきます。

令和3年度の6館共通目標でございますが、令和2年度と同じ、子育て支援事業と高齢者事業の充実と、地域や利用団体との協働事業の推進の2つとしました。同じ目標にした理由としては、実施状況の欄に記載しておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業の延期、縮小、中止などが多くなり、2月末現在の暫定値ではございますが、当初の217事業計画に対しまして、83事業減の134事業と大幅な減少となったものでございます。また、サークルや団体におきましても、活動休止を余儀なくされ、解散するサークル等もありました。さらに、土曜日や放課後等の子どもの居場所づくりにつきましても、ロビーの開放等を中止するなど、取組が後退した形となり、目標達成に向けた取組を進めることができなかったということから、令和3年度に再度、取り組もうとするものです。

また、課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の予防をしつつ、事業等を実施していく必要があり、新しい生活様式を取り入れた事業の実施や、高齢化に伴いサークル等の維持が難しくなっている状況の中、さらにコロナ禍が重なり、サークル等の維持を支援する取組が重要と考えているところでございます。

なお、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況により、どの程度、取組を進められるかは不透明なところではございますが、本日の資料につきましては、例年どおり実施できる予定で作成しておりますので、よろしくをお願いいたします。

縦横の合計欄をご覧くださいと思います。事業数といたしましては、令和2年度の当初計画216事業に対しまして、6事業減の210事業の実施を予定しております。

続きまして、各館の事業計画について説明させていただきます。

初めに、中央公民館でございます。

主要目標は、令和2年度と同様の「1 ホールを活用した潤いと感動を伝える事業の充実」など、ご覧の4つでございます。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画46事業に対し、1事業減の45事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業は、1番から11番までの11事業、成人事業は、12番から26番までの15事業、高年者事業は、27番から29番までの3事業、総合事業は、30番から33番までの4事業、音楽と文化のまちづくり事業は、34番から45番までの12事業でございます。

なお、内容が未定のため、事業計画には記載しておりませんが、開館40周年記念事業の実施を検討しているところでございます。

次に、柿木公民館の事業計画についてご説明いたします。

主要目標につきましては、令和2年度より1つ増やして4つでございます。増やした理由といたしまして、「4 各世代に合わせた健康づくり事業の推進」でございますが、新型コロナウイルスにより未知の感染症が広がったことなどから、子どもから高年者までそれぞれの年代に合ったプログラムで病気に負けない体づくり、健康づくりの機会を提供したいと考えたところでございます。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画26事業に対しまして、1事業増の27事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業は、1番から8番までの8事業、成人事業は、9番から16番までの8事業、高年者事業は、17番から19番までの3事業、総合事業は、20番から23番までの4事業、音楽と文化のまちづくり事業は、24番から27番までの4事業でございます。

次に、谷塚文化センターの事業計画についてご説明します。

主要目標は、全体的に文言の整理を行い、「1 複合施設の特性を生かした協働事業の推進」など、令和2年度より1つ少ない4つといたしました。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画45事業に対しまして、5事業減の40事業となっております。

なお、減となった理由でございますが、これまで個別に実施していた事業を、関連する事業を一つにまとめまして1事業としたためでございます。

事業の内訳でございますが、青少年事業につきましては、1番から8番までの8事業、成人事業は、9番から23番までの15事業、高年者事業は、24番から28番までの5事業、総合事業は、29番から32番までの4事業、音楽と文化のまちづくり事業は、33番から40

番までの8事業でございます。

次に、川柳文化センターについて説明させていただきます。

主要目標は、令和2年度目標から、より具体的な目標への見直しを図る中で、特に、新型コロナウイルスにより変わりつつある態勢を想定し、「1 新しい生活様式を取り入れた、高年者事業の推進」など、ご覧の3つでございます。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画33事業に対しまして、1事業減の32事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業は、1番から8番までの8事業、成人事業は、9番から19番までの11事業、高年者事業は、20番から23番までの4事業、総合事業は、24番から27番までの4事業、音楽と文化のまちづくり事業は、28番から32番までの5事業でございます。

次に、新田西文化センターの事業計画について説明させていただきます。

主要目標につきましては、令和2年度と同様の「1 学校と利用団体との協働による青少年事業の推進」などの4つでございます。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画と同数の39事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業は、1番から14番までの14事業、成人事業は、15番から25番までの11事業、高年者事業は、26番から28番までの3事業、総合事業は、29番から33番までの5事業、音楽と文化のまちづくり事業は、34番から39番までの6事業でございます。

次に、新里文化センターの事業計画について説明いたします。

主要目標は、令和2年度と同様の「1 地域とつくる生涯学習事業の推進」などの3つでございます。

事業計画数でございますが、令和2年度の当初計画と同数の27事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業は、1番から6番までの6事業、成人事業は、7番から15番までの9事業、高年者事業は、16番から20番までの5事業、総合事業は、21番から24番までの4事業、音楽と文化のまちづくり事業は、25番から27番までの3事業でございます。

以上で事業計画の説明は終了となりますが、しばらくは、新型コロナウイルス感染症の状況

を見ながら事業を実施していくことになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。お願いします。

○加藤由美委員 募集人数については、これから決めていくということでしょうか。

○説明員 はい。今年度の募集につきましては、部屋自体の定員を2分の1として密を避けていることもございまして、事業によっては定員を減らして募集しているものもございます。

○加藤由美委員 解除になってまだ日は浅いのですが、公民館などの人の入り具合はどうでしょうか。

○説明員 まず、利用団体数が若干減っているのは間違いないところで、まだ22日からでございますので、これから増えてくるかもしれないのですが、今までに比べると利用団体は少し少ない状況にあります。もちろん、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだまだコロナについてはもう少し様子を見ないといけない部分も多いということで、利用者のほうもまだ少し使えないかなという思いがある団体と、あるいは団体によっては会員さんが半分ぐらいしか来ない団体等もございまして、どうしてもそれでは活動できないということで、おやめになる場合もございます。そういった状況でございます。

○山本好一郎委員 この資料の1ページ目に、ロビー等の開放を中止するような取組が後退した形とあえて書いていただいておりますが、これはコロナの状況の中でのことなので、取組の後退というか、その中でもすごく対応を考えながら進めてこられたと思っています。後退という書き方になっているので、恐らく公民館は、私もこの事態になって、改めてすごく想像を思い巡らしたのですが、ご高齢の方や子どもたちなど、本当に多くの年代層が集まるわけですね。そういう意味での今の状況の感染防止対策というのは相当なご苦労があると思いますが、このコロナが終わる時点で、そういう公民館などは、子どもたちも年配の方々もいっぱい集まって、顔を合わせたり、声を掛け合ったりできる場だということが非常に大きな要素だと、それまであまり気が付いているようで気が付かなかったことなので、それを大事にしていただければと思います。

○説明員 それで、実は今の段階では来館者の把握ということがどうしても必要になってくるということの中で、どうしても自由に入っていただくことが少し難しい状況があるということが大変心苦しいところでございます。そういう意味では、ロビー等もご自由にお使いくださいという状況に今はないということが、大変公民館としては苦しいのかなと考えているところで

ございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 確認ですが、先ほど館長がおっしゃったように、今の利用可能な状況としては、部屋とかも考えると、定員の半分など、そういったような感じでしょうか。それで、それがいつ頃までというか、めどとして、どのくらいまでまた継続していくのか、分かる範囲で結構なので教えていただければと思います。

○説明員 定員の半分に関しましては、市の対策本部のほうでガイドラインを策定しております。そこの中で定員の半分とすることが書かれております。それに基づきまして、公民館も、運営基準で2分の1という形にしております。そういった中では、やはりコロナのある程度の収束が見えない限りは、なかなか定員をまた元に戻すということは難しいかなということが一つございます。それと、今それ以外に制限していることとしましては、時間が今は午後8時まで、そして4月は9時まで、ですから9時半までの利用も少し制限している状況というのもございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。そういった限られた状況の中で、やはり令和3年度は可能な限りこういう計画でまた行っていくのだなということを示していただいたことはすごく大事なことで、感謝申し上げたいと思います。

先ほど、こういう状況下なのでということで、例えば柿木公民館は、9ページのところには、各世代に合わせた健康づくり事業の推進ということで、コロナに負けないような体という意味もあるのだと思うのですが、そういう重点を挙げていただいていますし、21ページの川柳文化センターは、新しい生活様式を取り入れた高年者事業の推進というのを取り上げてくださっています。その辺について、それぞれの公民館で、特に力を入れられているというところがあったら、分かる範囲で結構なので、少しPRしていただければと思います。

○説明員 まず、川柳文化センターにつきましては、高年者事業の中に、20番、粋生き教室というのがございまして、こちらに事業の概要として、高年者のひきこもりを予防するためのまちづくり、仲間づくりを応援するとともに、場を築くとあるのですが、まずそれが一つと、併せて、それを持ち帰って家でできるような、要するに集まるだけではなくて、自分でも体操などでストレス解消ができるようにしたいということ聞いております。それから、柿木公民館につきましては、今までやってきた事業の中で同じように健康のための事業をやりたいということであると考えております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第9号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第9号議案については、可決いたします。

---

◎第10号議案 令和3年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第10号議案につきまして、歴史民俗資料館長より説明させます。

○説明員 それでは、第10号議案についてご説明させていただきます。

令和3年度歴史民俗資料館事業計画を定めるに当たって教育委員会の承認が必要なため、提案させていただきました。

基本方針でございますが、①文化財保護の拠点として、市民や地域社会に親しまれ活用される資料館の運営をする、②といたしまして、歴史資料・民俗資料の収集、保管、研究、展示を行い、文化財保護に寄与する、でございます。

2番目の目標ですが、以下3点を挙げさせていただいております。

また、※として、草加市立歴史民俗資料館に係る新型コロナウイルス感染拡大防止運営管理基準の徹底を図るといたしました。

次に、令和2年度の成果と課題でございますが、コロナ禍にあつて、換気、手指消毒、検温、人数制限など密を避けながら事業計画を進めることができました。

しかしながら、課題としてコロナ禍の状況下にありまして計画どおりできないことが非常に多くありました。実際には67の事業、講座の実施にとどまっております。

具体的事業計画です。1、2番は古文書講座、通年です。3番は蓄音機コンサート。また5番は常設展示解説。6番は年間の企画展計画でございます。

このように、講座は、古文書、れきみん講座あるいは芭蕉塾等、合わせて新年度は年間110件の計画を実施する予定でございます。

最後のページですが、その他の活動といたしまして、学芸員実習・インターンシップ・中学生社会体験事業、小学生の地域学習の受入れをはじめといたしまして、草加の歴史についての出前講座、各種研修会への協力をしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 先日、文化観光課のイベントで歴史民俗資料館に初めて入った方が、「何

てすばらしい資料館なんだ。草加市に住んでいながら初めて入った」ということと、「こんなにすばらしい資料館の建物があるのに、何でもっと宣伝しないんだ」と言われたんです。宣伝はしていると思ったのですが、まだまだ草加市民の皆様には歴史民俗資料館の魅力というのが伝わっていないところがあるのかなと思ったので、以前にもご提案させていただいたのですが、市立病院に通っていらっしゃる方からそういうお声もいただいたので、是非、歴史民俗資料館のチラシであったり、あとはお便りであったりというものをそれなりの年齢の方がお集まりになる場所に置いていただければ、拝見していただけて、また更にそれが入館につながるのかなと思うので、私のお勧めとしては、是非市立病院に資料を置いていただけないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○説明員 前回ご意見をいただいた後、職員に話をして、新年度はその準備を進めていく予定です。

○小澤尚久教育長職務代理者 前回だったと思うのですが、つるしびなを市立病院や公共施設のほうにというような話もお聞きしたのですが、その後何か進展というか、今回、出張のような形でされたような取組がありましたら教えていただければと思います。つるしびなを市立病院のほうのどこかにとかという話がちらっとあったかと思うのですが、その辺の状況とか、今後の見通しがあったら教えていただければと思います。

○説明員 以前、いろいろな施設に展示させていただいたりという取組をいたしましたが、なかなか継続ができなくて、作品の数の問題もありますので、一番通り商店街等には広報活動をしており、地域を巻き込んだ形で計画はあるのですが、なかなか実行できない状況で、今後、実施に向けてやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本好一郎委員 7ページに、草加の歴史の出前講座等として、市民ニーズを探るというものがあるのですが、これについて少し詳しく説明していただけますか。

○説明員 要請があった場合に出かけるという形になりますが、地域であったり、あるいは職員研修、最近では神明庵運営協議会等で要請がございまして、職員が出前講座をしてまいりました。あるいはその委員さんに資料館を訪ねていただいて研修を行うといった場面がございました。年間を通して全て要請に応えるという形、ただ、学校については、相談して、このコロナの状況ですので、出前講座で対応もしてまいりました。

○山本好一郎委員 学校も一応、一定の実績があるということですね。よく分かりました。

○宇田川久美子委員 今のところで、実際に今年度は実績としてはどれくらい行かれたのですか、出前講座に。

○説明員 学校については、今年度は3校で、学校は平常授業ですので、基本的に社会科見学は受入れをしておりました。ということで、こういう状況ですので、慎重にということで、校長先生のご判断で来ない学校も例年と違ってありましたが、そういう形と、市民の要請と、あと職員研修という形です。

○宇田川久美子委員 実績数はどれくらいですか。

○説明員 実数については、申し訳ありませんが、手持ちの資料がありません。

○宇田川久美子委員 どんなところからどんな依頼があるのかを知りたかったのですが。

○説明員 まず市の職員研修、婦人団体の要請、商工会議所の婦人部の要請で歴史講座、それから先ほど申し上げた神明庵運営協議会など、そういったところからの要請が実態でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第10号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第10号議案については、可決いたします。

---

◎第11号議案 令和3年度中央図書館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第11号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 令和3年度中央図書館事業計画を定めることについて、審議をお願いいたします。

提案理由でございますが、令和3年度中央図書館事業計画を定めるに当たり、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため議案を提出するものでございます。

それでは、第11号議案別紙資料「令和3年度中央図書館事業計画案」を用いご説明いたします。

中央図書館運営方針でございますが、中央図書館では、学校や関係諸機関、読書に携わる市民ボランティアと連携しまして、子どもと本が会う機会を増やすとともに、草加市子ども読書活動推進計画や、誰もが使いやすい読書環境の整備を積極的に推進します。また、図書館が持つ機能のまちづくりへの活用や「新しい生活様式」への対応など市民ニーズや社会環境の変化に合わせた図書館サービスの検証や見直しなど、新たな図書館の在り方についての検討を進めます。

次に、成果でございます。ユニバーサルデザインに配慮した電子図書館などの充実により、

コロナ禍においても効果的・効率的に読書の機会を提供することができました。ほか3点ございまして、記載のとおりでございます。

次に、課題の1点目としまして、草加市子ども読書活動推進に当たりましては、読書に携わる市民や団体と連携して子どもと本が会う機会を増やすこと。そのほか2点、記載のとおりでございます。

そして、令和2年度の成果や課題を踏まえまして、各事業の計画を立てました。主なものや新規・変更点などについてご説明いたします。

初めに、1番の図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供でございます。児童書に重点を置いた魅力ある蔵書の整備を行います。

次に、3番のレファレンスサービスの充実でございます。調べ物を支援するパスファインダーや過去の新聞記事など、一次資料を探することができるオンラインデータベース、Wi-Fiを導入したことにより、ご自身の端末でインターネットが利用できる持込み端末利用席などを提供し、利用者のセルフレファレンスを支援いたします。

次に、4番の誰もが使いやすい図書館サービスの充実でございます。4-①は、2019年6月28日に公布・施行されました読書バリアフリー法の趣旨に沿い、障がいの有無にかかわらず、全ての人が自由に読書をするような環境を整えていくために、バリアフリー機能を備えました電子図書館を充実させます。また、新規事業としまして、対面朗読者の養成講座を開催し、技術の向上を図ります。

5番は、子ども読書活動の推進でございます。5-①は、計画の積極的な推進の中で、市民や団体と連携して、子どもと本が会う機会を増やします。これまでも読み聞かせなどを行っておりましたが、これまで以上に子どもが本に出会える機会を増やすことができるように思いを強くして市民や団体に働きかけを行います。また、子どもたちと保護者を対象として、草加市子ども読書活動推進計画の見直し・改訂や次期計画策定の基礎資料となるアンケート調査を実施いたします。

5-②児童サービスの推進の中で、新規事業としまして、司書がお薦めの児童書をまとめたお楽しみ袋の貸出しにより、普段手に取ることのない新たな本との出会いの機会を設け、子どもの読書意欲を高めます。

次に、6番の快適な利用環境の整備・維持でございます。新規事業としまして、利用者に分かりやすい案内を提供するため、デジタルサイネージ（広告付案内板）の導入について検討します。

以上、令和3年度は、本事業計画を推進することによりまして、市民の知的要求に応える図書館、誰もが利用しやすい図書館を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 1ページの成果のところにはビブリオバトルの動画形式の開催とか、あと計画のほうにも、5-②の2番目のところにビブリオバトルの記載があるのですが、その動画配信の様子についてもう少し詳しく教えていただきたいのと、今後こういう状況が続くと、また今年度もそのような形の開催が余儀なくされることもあるかもしれないので、そういった場合にはそれをまた更に使っていけるのか、それとも更にもうちょっと工夫した形になっていくのか、その辺について見通し等も含めて教えていただければと思います。

○説明員 令和2年度の「ビブリオバトル・草加の陣」ですが、昨年度までは、中央図書館の4階多目的ホールに発表者、先生方や保護者の方に集まっていたいて、一般の方も交えてゲーム形式で開催してきました。ただ、今年度は、集まるということが感染リスクが高いということで開催を断念することも考えたのですが、草加っ子「読書活動推進プラン」の研究委嘱校32校全校が参加できるまで続けようと思っておりまして、どうにか開催できればということで考えたのが、ビデオで撮影した映像を「ビブリオバトル・草加の陣」として編集し、その映像を研修会で流すという方法です。今ですと、Zoomなどの方法がありますが、まだ図書館の職員も慣れないものですから、ビデオを撮って編集したのですが、ここに至るまでは、指導課や学校の校長先生方に協力していただいて、その方法を決めました。12月まで、撮影日をいつにするかといった調整を行って、12月から1月にかけて撮影をして、その後編集を行い、出来上がったビデオを指導課主催の子ども読書活動推進研修会の参加者に事前に見ていただいてチャンプ本を決定し、オンライン研修で先生方に見ていただいたところでございます。

前年度までは、サタデースクールの授業が終わった後、図書館に集まっていたいて開催してきたのですが、時間的に忙しいということや、保護者の方にお子様を送っていただかなければという課題がありましたので、今年度はこういう方法でできたということで、来年度も同じような方法を取り入れてできればという形で相談しているところでございます。みんなとても上手に発表ができていて、うまく編集することができました。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。是非活用をお願いいたします。

○山本好一郎委員 子どもの読書活動推進関係のことですが、読んで良かったと思える本と出

会うという一つの大きな柱があって、非常に大事なことかと思うのですが、各学校や保育所など、そういうところでも、この本はいいよという紹介はその学校や保育所や幼稚園なりにしていると思うのです。図書館は図書館でやっているのだと思うのですが、それをまとめていくなど、そういった交流というのはあるのでしょうか。

○説明員 まず図書館では、赤ちゃん向けには「赤ちゃんにも絵本を」、児童室ではブックリストを配っており、中高生向けにはYa-Room.comというしおりを作って読書案内をしております。小学校・中学校に対しては、夏休みの課題図書などを基本として、こちらが本を用意したりするなど連携を図っているのですが、特に学校に向けてリストをお渡しすることはしていないのが現状です。

○山本好一郎委員 そうですね。なぜかという、子どもたちは、特に子ども読書活動なので、こんな本があって、こんな本もあるのかと、これも面白そうだというのが、市内のいろいろなところに広まっているのです。その表紙だけでなく、こんなところが面白いなど、本屋へ行くとそういうのがいっぱい出ていて、私なども本屋ですっとそれを見てしまうのですが、そういうのがいろいろなところにあって、子どもが頻繁に目にするという形は非常に難しいことですが、そういうことができてくると、それでも本を読まない子はなかなか読むきっかけにならないのですが、それでもどんどん、ここで言っている、読んでよかったと思える本との出会いにつながってくるのかなと感じまして、そんな簡単なことではないと思うのですが、学校や保育園や幼稚園では多分、本の紹介とか、先生の好きな本紹介とかいろいろなことをやっているかと思います。ただ、それはある施設の中だけということ。それが集まって全部幅広く草加市内に出てくれば、物すごい分量の出会いの機会になるのかなと感じたものですから、お聞きしました。

○加藤由美委員 5ページの5-②の児童書をまとめたお楽しみ袋というのは、とても面白いなと思っているのですが、何冊入れるとか、学年別にするとか、何かもう少し詳しく計画があれば教えていただきたいなと思います。

○説明員 細かい資料は持ってこなかったのですが、1袋に3冊入れる予定になっていまして、発達段階に応じた袋にしようと思っています。実用書なども交ぜながら、ふだん子どもが自ら選ばないような本を味わっていただくような中身にしようと思っています。

○川井かすみ委員 5ページの5-②で、こんにちは赤ちゃん訪問の機会でのブックリストお届けと記載があるのですが、先日都内の保健師さんとお話をしたところ、乳児健診の際に「読み聞かせをしていますか」と質問したところ、ほとんどの親御さんが「読み聞かせをしていな

い。むしろYouTubeの動画を見せしている」というお話を聞いたときに、とても衝撃的でした。ブックリストを届けるということですが、例えば先ほどの歴史民俗資料館のように、乳幼児健診のときに、出張に行って、「こんな絵本がありますよ。こういう絵本がありますよ」ということで、実際に子どもたちに触れさせたり、あとは読み聞かせをすると、親御さんも「こういう本があるのだったら、買ってみようかな、借りてみようかな」とつながると思うので、ただリストをもらったけど、多分すぐ捨ててしまうのかなとも思うので、なるべく実際に絵本を見せる。乳幼児対象の絵本というのはこんなにカラフルですよ、こんな面白い本がありますよということで、実際に見ると、また子どもたちも「それ見たい、それ欲しい」となると、親御さんにも「こんなに子どもが興味があるのだったら、借りてみようかしら、買ってみようかしら」とつながると思うので、例えば先ほどの歴史民俗資料館のように出張という形で、草加市も毎年乳幼児健診をやっているの、何か触れ合う機会というのがあってもいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○説明員 まず「赤ちゃんにも絵本を」ですが、表がそのブックリストの紹介で、裏面に読み聞かせをやっている児童館とセンター、子育て支援センター、中央図書館の児童室を案内している地図が載ってまして、そこに来てくださいということで案内して、そこで読み聞かせをして、それで本を好きになってもらうというようなことを想定しております。

それから健診ですが、今は健康診断や予防接種は大体お医者さんに行ってしまうことが多いようです。保健センターで実施している赤ちゃんの健康診断の会場では、例年は読み聞かせを行っているそうですが、令和2年度においてはコロナの関係で読み聞かせは行っていないようです。市内のあちこちで読み聞かせをやって、子どもに本に興味を持ってもらうという取組は行っているところでございます。司書が出向いてできればいいのですが、限られた人数のため、市内全域は難しいので、いろいろな団体を通じて、施設・団体で取組を行っていただいているところでございます。

○宇田川久美子委員 お楽しみ袋のところですが、私も前回そういう話を聞いて、すごくワクワクする企画だなと思いました。年2回ということですが、私はパックにしてというのを毎月、今月のお楽しみ袋みたいにすると、よりワクワクすると思うのですが、2回という理由は何かありますか。

○説明員 子ども読書週間、秋の読書週間に合わせた取組で、年2回計画しています。好評であれば、もう少し回数を増やすなど、検討したいと思います。

○宇田川久美子委員 毎月図書館に通わないお子様、お母さんもいらっしゃると思うので、行

ったときたまたまそういうのがあると、「あ、知らない本が」と思えますが、できればいつも触れていると、この図書館の取組で面白いことをしているなというのが、よりできるのかなと思うので、負担でないようだったら、通年でされたらいいかなと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第11号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第11号議案については、可決といたします。

---

◎第12号議案 草加市子ども教育連携推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第12号議案について、子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 草加市子ども教育連携推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明申し上げます。

子ども教育の連携につきまして、基本的な方針の協議及び事業の進捗管理を行う準審議会である子ども教育連携推進委員会について、新型コロナウイルス感染予防及び新しい生活様式の実践の観点から、必要に応じて、ウェブ会議の開催を可能とする必要を認めたことが、提案理由でございます。

具体的には、第6条第3項及び第4項として、ウェブ会議の実施について新たに定めます。また、第7条で推進委員会の下に設置する専門部会について定めていることから、同第9項及び第10項として、同じくウェブ会議の実施について新たに定めます。

なお、本要綱の制定後は、4月下旬に開催を予定しております令和3年度第1回子ども教育連携推進委員会におきまして、委員の皆様からウェブ会議の実施についてご承認をいただくとともに、事務処理要領を定めます。

それ以降に開催いたします子ども教育連携推進委員会及び同専門部会の会議につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、必要に応じてウェブ会議として実施してまいります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員 この新旧対照表の10の項目に、「委員は座長の承認を得てウェブ会議に出席することができる」とありますが、これは具体的なイメージとしては、承認を得るというのは、どんな感じでしょうか。

○説明員 まず、こちらの案文につきましては、昨年12月11日に庶務課から、このウェブ会議の開催について、このように条文を定めるという標準的な例が出まして、それを基に作成しております。具体的には、委員長名で開催通知を発送しておりますので、その際にウェブ会議の開催としたいということで、事務局のほうで確認をして、それをもって委員長に報告をして、承認を得るといような流れを考えております。

○山本好一郎委員 お聞きしたのは、もともとこの会議は、委員長が招集するわけですよね。ですから、この全部を読み込む中だけを考えると、この10というのは非常に私と同じような疑問を持つ委員が出てくると思います。ただ、理解できるのは、ウェブ会議であれば、こういう規定なり手順がないとうまくいかないの、こういうルールの下にやっぺいこうというものも組み入れているのではないかと想像したのです。とすると、今言ったのはもうこれは必要があるのでこれをやっぺいかなければいけないということでしょうが、この中にはウェブ会議を運営する上での手順的なものも全部入っぺいしまっぺいしている。もともと、さっき言っぺいみたい、会議はそもそも委員長が招集をかける。同じ立場で委員さんに「開きますので、来ていただきたい」という。ところが、その同じ項目の中では、承認を得て入れという形になるので、恐らくウェブ会議を進める上でのことではないかと。その辺は私も整理がつかないのですが、ウェブ会議を進める上でのルールのようなものであるとすれば、それは市全体でどうなっぺいしているか、私は分からないのですが、それはそれで一つの、ウェブ会議というのは、今後どんな状況であっても必要になる可能性がある。ただ、傍聴者であったり、法や条例で定められているものは簡単にはそういかないの、きちんと手続きを踏まないといっぺいけないと思うのですが、そういう通常の会議で、これからはそういうものがどっぺいん入っぺいってくるのではないかなと予想するので、そうしたときに、開くとすればこういう手順というものがあっぺい、ウェブ会議については、今言っぺいような傍聴者とかがいらっぺいしゃるようなものであれば、そんなに簡単にはできなっぺいと思うのですが、何か別のこれを定めなければいっぺいけない大きな市の決まりみたいなものはあるのでしょうか。

○説明員 具体的なこの承認の流れにつきましては、今度、第1回の推進委員会で委員の皆様にご提案いたします事務処理要領というものがございまして、その中で承認までの流れというものも定めることとなります。こちらは市として標準の形がございまして、現在、当推進委員

会につきまして、その事務処理要領は作成中でございます。

○山本好一郎委員 その事務処理要領というのは、ウェブ会議に参加するための手順とか、そういうものを定めたものですか。

○説明員 内容につきましては、このウェブ会議開催の趣旨またはウェブ会議の実施について、こちらの開催から承認を得るところまでの流れ、また委員の出席等の扱い、ウェブ会議の実施設または会議録について定められたものになります。

○小澤尚久教育長職務代理者 このウェブ会議を早速取り入れていただいたことは良かったと思うのですが、ほかに教育委員会内でそういうウェブ会議の動きとか、もう更にやられているところもあるかと思うのですが、そういった実際の事例等について教えていただきたいのが1点。あとは、ウェブ会議に当たってどんなソフトを使って行っていくのかということが2点目。3点目が、インターネット環境を全員が整っていない場合についての行い方などについて、教えていただければと思います。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 学務課主催の校長会議、教頭会議等も実施しておりますし、また指導課の様々な研修がございます。先日も学力向上対策研修会で宮川八岐先生にお越しいただいたことにも関わるのですが、そういった様々な研修会、それから先生方とのやり取り等も、ウェブ会議を十分に今活用しているという状況でございます。

○高木宏幸教育長 子ども教育連携推進室長。

○説明員 まず、使用するソフトでございますが、本推進委員会につきましては、保護者の方、また地域の方もご参加されるということで、現在では一般的であろうZ o o mを使用することを予定しております。また、インターネット環境が整備できていない委員の皆様についてはということで、先日、当室の会議で、家庭教育アドバイザーという、主に保護者の方を対象とした研修会を開いたのですが、その場合には、Z o o mで参加も可能だし、会場に来ていただくことも可能ということで、その委員の皆様の環境に合わせて対応するというを想定しております。

○高木宏幸教育長 今のこの件について、私も十分に承知しているわけではないのですが、いわゆるここで要綱でウェブ会議についての条項を設置しなくてはいけないということ、ふだん校長会議とか研修会でオンラインでやっているものとは違うということですかね。つまりどういうことかということ、市の条例で定められた審議会はかなり重い。そこで審議をして議決を得るという会議です。審議会というのはそういう重みがありますので、したがって、ウェブ会議

を開くのであれば、こういった規定を整備しないと、審議会の審議についても、妥当性といえますか、大丈夫なのかという部分があって、こういった座長の承認を得ながらというような規定をきちんと設けなければいけないと。今、子ども教育連携推進委員会というのは、審議会に準じた委員会というふうに市長部局の担当課は見ていまして、ウェブ会議を開くのであれば、こうした整備をしなくてははいけませんよという指導を受けて、今回の提案となりました。

教育委員会にもほかに様々な条例に基づく審議会がありますけれども、その審議会においては今現在オンラインで審議会をするというような想定はしていないので、審議会の委員さんは、今日の教育委員会と同様に、ソーシャルディスタンスとか、感染対策を講じた上で審議会を開くと考えているので、教育委員会が関係する審議会についてこのウェブ会議の規定を設けるといことはないので、子ども教育連携推進委員会の委員のメンバーがいろいろいる中で、こういったウェブ会議を開いていく必要があるということを受けて、こういった整備をさせていただくことになりました。ですから、ほかの会議とか研修会とか、それをオンラインでやるというのはもう当たり前のように行っておりまして、学校も相当慣れておりますので、急に、例えば「臨時校長会を明日やりたい」と言ったら、もう通知を出せばその時間にオンラインですぐにできるという体制にもなっているんで、その部分はかなり活用度は高くなっています。ここの部分は審議会に準じた扱いをするという意味合いで、今回の要綱の改正ということになったわけです。そういう背景があります。

○山本好一郎委員 よく分かりました。初めのところに戻ってしまうのですが、今のですごくよく分かりまして、必要性についても十分理解できました。ここでは除かれています、どんな審議会も、会長が会議を招集するという項目から始まっていると思うのです。その必要があって、承認を得ている会議。その承認の在り方や姿が初めに、室長が最初に言ったように、それが非常に堅苦しくなってしまうと、その一番初めにあった条文との感覚のずれを委員さん方の中には持つ方もいるのではないかなということでお聞きしたので、大変よく分かりました。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第12号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第12号議案については、可決いたします。

◎第13号議案 学校運営協議会委員の任命及び解任について

○高木宏幸教育長 次に、第13号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 学校運営協議会委員の任命及び解任について、ご説明いたします。

本議案は、草加市学校運営協議会規則第8条及び第17条の規定により、学校運営協議会の委員を任命及び解任するものとなります。

21ページからは、学校運営協議会委員の名簿でございます。

備考のところをご覧いただきまして、「新任」とございますのは、令和3年度から初めて委員をお願いする方でございます。27人いらっしゃいます。任期は2年間となります。

「欠員補充」とあるのは、今年度委員をお願いしていた方が辞任された後に委員をお願いする方となります。これらの方は、任期が前任者の残任期となりますので、1年間となります。今回お二人おられますが、このお二人は、お二人とも初めて運営協議会委員となる方です。

また「再任」とございますのは、令和元年度から他校に先行して協議会を設置していただきました谷塚小学校、青柳小学校、草加中学校、谷塚中学校の4校で2年間委員を務めていただき、更に令和3年度からも再度、委員をお願いする方で、こちらは17人いらっしゃいます。

24ページをご覧いただきまして、こちらは解任となる方で、8人おられます。全員、本人から辞任の申し出のあった方となります。

新たに任命する委員を含めた令和3年度の学校運営協議会委員の構成についてご説明いたします。

委員の総数につきましては、小学校が148人、中学校が71人の合計219人となります。

男女比は、男性が127人（58%）、女性が92人（42%）となります。

平均年齢は、61.9歳となります。

区別の割合でございますが、保護者が41人（18.7%）、地域の住民が127人（58%）、学校の運営に資する活動を行う者が37人（17.0%）、その他教育委員会が必要と認める者が14人（6.3%）となります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員 今、新任と欠員補充を説明していただいたのですが、規則によると、確かに欠員補充があって、その残りの残任期間というのがあるので、これをしていくことになると思うのですが、例えば、栄小を見ると、新任の方が1人。栄小には、ここには表れていません

が、令和2年、令和3年の任期の方がいらっしゃるということでもよろしいんですね。

○説明員 そのとおりです。

○山本好一郎委員 そこに新たに令和3年、令和4年の新たな方が新任として配置されるということで良いでしょうか。

○説明員 そのとおりです。

○山本好一郎委員 なぜこんなことを聞いたかという、規則上これはやむを得ないと思いますが、仮に万が一、栄小に途中でお辞めになる方がいて、欠員補充と新任という両方配置する必要があった場合に、その委員で任命される方には非常に分かりにくいと思うのです。ある方は2年です。ある方は、「あなたはこの人の欠員補充だ」という言い方はできないと思います。その辺の整理というのはすごく、規則そのものが、これがスタートするに当たっての整備ですから、いろいろあるのですが、もうそのとおりでやっていただいて、そのとおりですが、今申し上げたような欠員補充と新任というものは、その欠員補充の任期が残任期間だということも委員の方にその辺は十分理解していただいて、特にどの方が欠員補充だというのがすごく自分としては分かりにくいかなと、その辺はどのようなお考えですか。

○説明員 基本的に、こちらの方につきましては、PTAの会長をされている方が、自分のお子様が卒業するに当たってPTAを離れるので、本来ならばPTAの会長という役でお願いしている役ではないのですが、学校から少し離れてしまうので、あまり関わることもできなくなる可能性があるというお話をいただいて、その代わりになるということで、またPTAの次の会長の方をお願いするときに、「私も1年間だから、うちの子もあと1年間で卒業するので、1年間だけ後を引き継ぐ形で残任を受けますよ」という形での話があって代わりましたということがございます。また、そうでない方の場合にも同様に、「辞めてしまう方の代わりに私が残りの部分を引き受けます」ということで、事前に校長先生との話の中で、欠員補充という形で入るのか、新たに新任として2年間お願いするのかというのは十分話した上で、校長先生とその方との確認は取れているところでございます。

○山本好一郎委員 では、あらかじめその方がその立場を分かっていたらいいということですね。分かりました。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第13号議案につきましては、原案どおり可決することでもよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第13号議案については、可決といたします。

---

◎第7号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第7号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和3年2月の県費負担教職員の人事の報告でございます。

育児休業につきましては、小学校教諭が2件でございます。2件とも取得しましたのは女性でございます。

発令につきましては、欠員補充が小学校教諭1件、中学校教諭1件でございます。

任期付教職員につきましては、小学校教諭が2件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員 欠員補充の2件の理由を教えてください。

○説明員 2件のうち、1件目につきましては、1月末で退職する臨時的任用教員がおりまして、そちらの代わりの者がここに入るものでございます。もう1件につきましては、今まで欠員補充で入っていた者の更新でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第7号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第7号報告については、承認といたします。

---

◎第8号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第8号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

3月2日に実施いたしました第7回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

次に、特別な教育措置1をご覧ください。今回の調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在籍児童9人で行いました。

障がいの種類の判断は、2にございますとおり、「知的障害」が1人、「情緒障害等」が8人で行いました。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にございますとおり、「知的障害」の1人は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」との判断で行いました。「情緒障害等」の中では、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が1人、「通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が3人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が4人で行いました。

続きまして、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

34ページをご覧ください。今回の調査依頼人数、調査実施人数は、7人で行いました。

障がいの種類の判断は、2にございますとおり、「知的障害」が1人、「情緒障害等」が5人、「病弱」が1人で行いました。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にございますとおり、「知的障害」の1人は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」との判断で行いました。「情緒障害等」の5人は全て、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」との判断で行いました。「病弱」の1人は、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」との判断で行いました。

次に、35ページをご覧ください。特別な教育措置2、通級による指導ことば・きこえの判断結果でございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は4人で行いました。言葉に障害があると思われる就学予定児も4人で行いました。

障がいの種類の判断は、2にございますとおり、4人全てが「構音障害」との判断で行いました。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3にございますとおり、4人全てが「要指導」でございました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 コロナ禍の中、支援していただき、本年度もありがとうございました。1点確認をさせていただきたいのですが、就学相談をされているお子様と保護者の方が地域の地域の学校の健康診断を受ける際、特別な配慮が必要な場合は、その該当校に連絡が行くということで以前お話をお伺いしていたのですが、とある方から相談を受けまして、就学相談をされている親御さんとお子様が健康診断に行ったところ、「じっと座ってられないのなら、この学校には来られないよ」のようなニュアンスで言われて、校庭で待たざるを得なかったということをお伺いしました。こういった場合、配慮が必要なお子様については、学校ではどのような対応をされているのか、もう一度お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○説明員 就学時健康診断の際の配慮についてでございます。こちらにつきましては、教育支援室のほうにご相談のあった保護者につきましては、以前も申し上げましたが、学校のほうに事前に情報をお伝えして、情報共有を図っております。保護者から特別に配慮してほしいというご家庭につきましては、要配慮をしていくということで、学校にその旨伝えておりまして、例えば一番前にすることや、一番最後にするなどの配慮をさせていただいております。また、特段保護者から配慮の希望はないご家庭につきましても、管理職止まりということで、支援室の相談にかかっているという状況かということは、情報提供を学校にさせていただいております。各学校では、個々の就学予定児に対する配慮を、人を付けたりとか、そういうことはしているところですが、今回の件も情報を得たところ、プラスアルファで人の配慮をしていたということですが、その配慮をした担当者が少し過剰に配慮し過ぎてしまったということと、なかなか発達についてとか特別支援についての知識が少し足りなかったことで、本人や保護者に不快な思いをさせたというところがあるかとは思いますが、ただ、学校としては、特段の配慮をしたつもりだったところが、うまくそこが配慮ができなかったというところで、こちらのほうからも情報は伝えさせていただいて、今後そういうことがないようにということで指導させていただいているところでございます。来年度に向けましても、学校と連携を取りながら、そういう配慮についてはしっかりとしていきたいと考えております。

○山本好一郎委員 特に就学予定のお子様ですが、配慮を要する、教育的支援を要するお子様

も、今この時点ですから、全て一応こういう場で学んでいこうということで、保護者の方の理解を得て進んでいるということによろしいのでしょうか。

○説明員 就学予定児のお子様方につきましては、特別支援学級と判断されたお子様方が6名おりますが、全ての保護者には4月から特別支援学級入級ということで承諾を得ております。

併せて、在学のほうも、これまで学校のほうで相談を進めてきたお子様方がほとんどでございますので、入級の承諾を得ながらやっているところです。まだ若干迷っていらっしゃる方もいるのですが、今学校で相談を進めているところです。

○山本好一郎委員 そうですね。迷いがあって当然だと思うので、きめ細かく、是非安心して入学・進学していただけるように、お願いします。

○宇田川久美子委員 就学予定児で「病弱」というお子様がいらっしゃる、その「病弱」というのは、具体的にはどのようなことで、どのような支援をしていけるのでしょうか。

○説明員 このお子様につきましては、外胚葉異形成症というものと無汗性外胚葉形成不全症があり、まず異形成という形で、髪の毛が少なかったりとか、歯が1本ぐらいしか生えていなかったりとかというところがあるお子様です。そのことにつきましては、まず今のところ大丈夫です。ただ、無汗性、汗が出ない、汗腺がないというところがございまして、そのことにより体温調整がなかなか難しいお子様ということがございます。あと、それに伴いまして、いろいろな食物アレルギーとか、ぜんそく、アトピー性皮膚炎等もあるお子様で、いろいろな医療的な面でのケアが少し必要かなというところがございます。そこで、判断としましては、教育支援室等の支援を受けながら通常学級という判断をさせていただいています。これは、「等」というところに、学校は医療機関と相談をしながら進めていくということで、どの程度の温度でどの程度の対応で医療的にケアをすれば通常の学校で生活ができるかというところを、事前に十分相談させていただきながら、学校でできる限り学習ができるようにということで進めているお子様でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第8号報告につきましては、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第8号報告については、承認といたします。

○高木宏幸教育長 それでは次に、第9号報告について、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、令和2年度学校評価の報告についてでございます。

評価Aの割合につきまして、40%以上の項目が、Iの学校運営に関するものでは、①組織運営、②研究・研修、③保健・安全管理、④情報管理・施設設備管理の4項目、IIの教育活動に関するものでは、①教育目標教育計画、③道徳教育、⑦生徒指導、⑨特別支援教育、⑩学校図書館教育の5項目、合わせて9項目となります。昨年度と比較すると5項目の減となります。

評価Aの割合が20%以下の項目につきましては、Iの学校運営に関するものの⑥幼保小中連携・小中一貫教育、IIの教育活動に関するものの⑥総合的な学習の時間、⑧キャリア教育、⑫人権教育の4項目でございます。昨年度と比較して3項目の増となります。

今年度の特徴としましては、全体で昨年度と比較しA評価の割合が5.7%減少しました。大きく減少したのは、Iの学校運営に関するものの、地域との連携・開かれた学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校運営協議会を開催しなかった学校や文書のみ配付した学校があり、十分な活動ができなかったことが原因と考えられます。

また、⑥の幼保小中連携・小中一貫教育では、幼保小の園児と児童、また小中の児童と生徒、教職員同士の交流活動が中止にせざるを得なかった状況がいくつかあったということが考えられます。

さらに、IIの教育活動に関するものの⑤特別活動、⑧キャリア教育、⑫人権教育のA評価が大きく減少した理由としましては、いずれも、こちらの項目につきましても、新型コロナウイルス感染症の関係で、教育活動を優先するため、人が集まる教職員の研修会や運動会や音楽会の行事や集会活動、外部の方々を講師とした講演会や社会体験活動などを中止せざるを得なかったためと考えられます。

反面、Iの③保健管理・安全衛生の項目では、昨年度と比較してA評価が20%程度増加しております。

学校の評価は、Aが「十分達成している」、Bが「おおむね達成している」、Cが「やや不十分である」、Dが「不十分である」の4段階で行っております。生徒、児童・生徒の保護者のアンケート、教職員の自己評価、学校関係者評価を実施し、評価基準を基に評価しているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 先ほど、コロナ禍でBの割合のほうが高くなってしまったとご説明をいただいたのですが、⑫の人権教育について、Bの割合が81.3%となったのはコロナ禍の影響ということでしょうか。

○説明員 直接というわけではないのですが、研修会等がかなりなくなってしまったということなので、十分外部の方をお呼びしての研修会等はできなかったということが原因ではないかと想像するところございます。

○加藤由美委員 幼保小中連携のところで、コロナ禍でBが多い中、Aと付けられた学校が3校あるのですが、どんな連携が取れたのか、分かる範囲で教えていただけますか。

○説明員 こちらについては各学校での判断にはなるところなのですが、コロナ禍でありながらも、必要最低限の連携が密に図られた、あるいは文書での連携が図られたということで、A評価と、今まで以上に教職員の連携が図られたという部分があったのではないかと想像をしております。ですので、ある項目ができたからA評価というわけではございませんので、そこも想像になってしまうのですが、このような状況の中でも、できたところがあったという評価をされたのではないかと思います。

○小澤尚久教育長職務代理者 今、そういった予想をしていただいていたわけですが、実際に加藤委員さんがどんな取組がおっしゃっていましたが、そのところは、もしかしたらこの学校なりにもっと攻めていった新しい取組とか、そういったものがある場合もあると思うので、是非その辺についてちょっと具体例等を把握していただいて、もし有効なものがあれば、全体のほうに広めていただければなと思いました。

○山本好一郎委員 昨年度、Cの項目があって、本年度はBに改善したという学校や項目というのはあるのですか。分かっている範囲で結構です。

○説明員 昨年度、C評価がなかったと、今までもC評価はどの学校でもなかったもので、CからBというのはございませんでした。

○山本好一郎委員 これは昨年もそうで、本年もそうですが、一応Bは「おおむね達成している」と。これを見ると、「十分達成」、「おおむね達成」。つまり、目標としているところに全て行っていると読み取れる。ただ、恐らく、各学校が自分のことを評価して公表していくという、そのこと自体に意味があると。私もそのことはすごくよく分かるのですが、せっかくやったものは、やはりアクション、改善につなげなければいけないはずなので、そうすると、恐らくDの中に、各学校の先生方が、これは来年度しっかりやらなければというのはあるのだと思うのです。それがちょっとこのままでは見えない。かといってCは付けられない。付けられ

ないというのは、それは「不十分」とは言えない。その辺のことを今この資料では私はちょっと見えないのですが、学務課として、例えばここはというのが何だかつかめるものというのはお持ちなのでしょうか。この辺を少し改善していこうと思っているとかというのは、ここになくても。

○説明員 先ほどのお話の中でも申し上げましたが、コロナ関係での、本来ならばやりたかったができなかった部分というのが多々ございますので、それが記載としてありますので、そこについては少なくとも来年度は実施していくようなイメージを私たちも持っています。また、それ以外のところでも、Bの幅がかなり広いので、これについては、次年度以降に学校評価の研修会等も含めて、もう少し具体的に、このA評価、B評価、C評価あたりを、山本委員さんがおっしゃったような形で、Cが「不十分である」というところをあまり出したくない気分はありますが、ある程度課題として明示できるような形が取れたら、本来ならばCをBに変えた評価も今後できるのかなと思いますので、研修会の開催を検討しているところでございます。

○山本好一郎委員 ありがとうございます。

あと1点ですが、先ほど別で出た学校運営協議会についても、学校運営の評価をするとなつていていると思うのですが、それとこの校長が行う自己評価との関連というか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○説明員 学校運営協議会の中でも学校評価をしていただいているところがございます。そちらのところの評価もいただきながら、学校長とすれば、教職員の評価、また保護者からの評価、児童生徒からの感想等も含めて、総合的に評価を下すという形を取らせていただいています。

○川井かすみ委員 評価表の基準についてですが、C、「やや不十分である」、D、「不十分である」というと、何か「不十分」という言葉があまりよろしくないように感じてしまって、Cを付けづらいというのものもあるのかなと思ったので、例えば、Cは「やや改善が必要」とか、Dは「改善が必要」という形にすると、目標がまた違って、評価も違ってくるのかなと思うのですが、評価基準に関して、この文言を変えるのは難しいのでしょうか。

○説明員 そういうところは県の中でも基本的な問題ですので、考え方としては、今のようなお話を研修会等でもさせていただいて、Cを付けることをためらう部分については、改善があるものとして捉えていただけるような評価をしてくださいということでの研修をしたいと思います。今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○高木宏幸教育長 併せて、なぜ学校評価をするのかというのは、先ほど山本委員からの話にありましたが、当然これは改善していくために、目標があって、学校評価をして、その評価結

果から次の学校経営・運営の改善をやって計画を立てると、このサイクルを回していくことが必要なわけです。ですから、そういう意味で、これは法律の中で、学校評価をする、そしてなおかつそれは公表するとなっています。

併せて、この3学期に私は学校を32校訪問しまして、校長先生から今年度の学校経営についてお話を伺いました。そうすると、ここに評価したように、Bというのは非常に幅が広い。幅が広がったBで「おおむね達成している」と校長は捉えていなくて、当然データ、保護者のデータなり、教職員のデータなり、子どもたちのデータを持っていますから、結果としてBと付けていますが、どこにうちの学校の課題があるのかということについては、校長先生はそれぞれ認識を持っています。ですから、その認識を基に、どう来年度の学校経営に向かって改善を図るかというお話もさせていただきましたので、とにかくこの学校評価は、ただ評価して、しっ放しでは何の意味もないので、当然これを生かすような形で学校経営をしていただきたいということも併せてお願いしたところでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第9号報告につきましては、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第9号報告については、承認といたします。

---

◎第11号報告 令和3年草加市議会2月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 それでは次に、本日追加提出いたしました第11号報告につきまして、名倉総務企画課長に説明させます。

○説明員 令和3年草加市議会2月定例会に係る報告をさせていただきます。

令和3年2月24日に開会されました市議会2月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

令和3年市議会2月定例会につきましては、会期は、2月24日から3月23日までの28日間開かれ、提出されました議案は38件、このうち教育委員会に係る議案は4件で、教育委員会に係る議案につきましては、山本委員の教育長の後任としての教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての議案、また峰崎隆司氏の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案は同意され、また他の2件の議案につきましても可決されております。

次に、報告につきましては5件、このうち教育委員会に関わるものにつきましては、損害賠償に係る専決処分報告が2件ございました。

次に、議案質疑でございますが、4人の議員から通告がございまして、このうち、教育委員会関連が1件ございました。その項目でございますが、市民共同の斉藤議員より、情報教育環境整備事業（小学校・中学校）及び特色ある学校経営推進事業（小学校・中学校）に係る補正予算の内容についての1件となっております。

次に、一般質問でございますが、11人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は3人の議員から質問がございました。その項目についてご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、無所属の大里議員からは、少人数学級についての質問が行われております。

2人目の公明党の石川議員からは、食育に関する事柄についての質問が行われております。

3人目の同じく公明党の広田議員からは、子ども読書推進に関する事柄についての質問が行われております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第11号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり。）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第11号報告については、承認いたします。よろしいでしょうか。

---

◎第14号議案 令和3年4月1日付け職員の人事異動について

◎第10号報告 令和2年度草加市立学校教職員の人事評価及び調整の結果に係る報告について

○高木宏幸教育長 それでは続きまして、第14号議案と第10号報告についてでございますが、冒頭でご承認いただきましたとおり、秘密会とさせていただきます。

説明者は残り、それ以外の方は退室願います。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

○高木宏幸教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第14号議案につきましては、可決いたしました。

また、第10号報告については、報告したところでございます。

---

◎その他

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 それでは、私から1点だけご報告させていただきます。

私は、3月31日をもちまして任期満了により退任ということになります。昨日、議場でも退任の挨拶をするような機会をいただきまして、お話をさせていただきましたが、3期10年間、教育長職に在職して職務に当たらせていただきました。本当にこの間、教育委員の皆様にはご指導、ご支援をいただきましたこと、この場を借りて、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今の草加市教育振興基本計画、第一次の基本計画の策定から始まって、この計画は平成24年度からスタートしています。私は平成23年に教育長に着任しましたので、その策定をし、現行の第三次の草加市教育振興基本計画まで関わって、そして一貫して一次、二次、三次とこの基本理念は変えていなくて、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」、これを掲げて、これまで小澤教育長職務代理者様をはじめ、教育委員の皆様のお力をいただきながら、教育施策を進めたところであります。

とにかく、今、新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、教育活動にも様々な支障があり、活動の制限をしているところでありますが、ただ、子どもたちの学習あるいは生涯学習ももちろんですし、それから文化財の保護ということについても前に進めていかなければならないと、これは強く思っています。そういう意味で、引き続きまた教育委員の皆様にはご尽力をいただければと思っています。

それから、先ほどご報告がありましたように、後任の教育長として山本委員が就任され、ま

た山本委員の後任には峰崎隆司氏が就任されます。4月1日からは山本新教育長の下で、子どもたちのために、そして生涯学習の充実、文化財保護のために、引き続きご指導いただければと思います。ありがとうございました。

報告は以上になりますが、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○事務局 次回の教育委員会でございますが、令和3年第4回定例会を4月22日木曜日、時間が同じく午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

また、草加市立教職員離任式を3月31日に、着任式を4月1日に谷塚文化センターで開催いたしますので、ご出席をお願いしたいと思います。

以上でございます。

---

#### ◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時20分 閉会